

第3章 認定関連活動の報告

I 平成 20 年度の取組結果

平成 20 年度において、便益算定の前提となる需要予測が妥当であるか、目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、原因分析が行われていないのではないかなどの疑問が生じた 11 行政機関に係る 45 件（延べ 49 件）の政策評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会に適宜、報告しつつ、評価の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、改善の方向を指摘した。その結果、各行政機関において指摘を踏まえて改善措置が講じられることとなった（疑義が解明され、透明性が向上したものを含む）。

（取組の結果見いだされた一般的な課題）

今後の評価の質の向上に向けて、本年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理すると、以下のとおりである。

（1）公共事業の評価に関連する事項

（便益算定の前提として需要予測等を行うに当たって留意すべき事項）

- ・ 便益算定の前提として需要予測等を行う場合には、当該予測等が現実的なものとなっていることが必要である。
今後の評価に当たっては、①過去の実績等を参照しつつ、当該予測等が現実的なものになっているかにつき留意すること、②予測の根拠となる前提条件が現実的なものであるかの検証を十分行うこと、③将来予測に当たっては、必要に応じ複数のデータを活用して推計を行うことが必要である。

（便益算定に際しての評価方法に関して留意すべき事項）

- ・ 仮想市場評価法（CVM：Contingent Valuation Method）を用いて便益を算定するに当たっては、その精度の厳格性を確保するよう留意することとし、①支払意思額の設定に当たって、事前調査を行って実態を踏まえるか、他の調査を適切に参考にすること、②調査範囲については、広範なものとするにより便益が過大に算定されることのないよう、実態を踏まえて適切な範囲を設定すること、③支払意思額の質問方法によって回答額にバイアスがかかることを避けること、④別途算定されている便益が重ねて含まれないように調査を設計することが必要である。
- ・ 旅行費用法（TCM：Travel Cost Method）を用いて便益を算定するに当たっては、利用実態を踏まえつつ、便益の算定を適切に行うことが必要である。
- ・ 評価時期が同じである場合には、同一施設の価値について、評価書間での整合性を確保することが必要である。

（便益算定に当たってデータを用いる際に留意すべき事項）

- ・ 便益算定に当たっては、データの算定範囲が過大になったり、不足したりすることのないよう留意することが必要である。

(2) 一般政策の評価に関連する事項

(実績評価方式による評価等の設計時において留意すべき事項)

- ・ 実績評価方式による評価及び同方式の手法を踏まえた評価では、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定することが基本である。
このため、今後の評価に当たっては、設定しようとする指標が評価対象政策を評価するための指標として適切かどうか、以下の点に留意することが必要である。
 - ① 指標が専ら政策の執行状況をとらえるもののみになっている場合は、政策効果を把握できるものを設定するよう改善する。
 - ② 指標について、評価対象政策の効果を説明するものとして十分なものを設定する。
 - ③ 目標の設定について、関連する政府の計画と整合性のとれたものとする。
また、実績評価方式は、設定された目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価するものである。
このため、今後の評価に当たっては、
 - ④ 評価実施時期においてあらかじめ達成しようとする水準を数値化等により具体的に特定するという点に留意することが必要である。

(実績評価方式による評価等の実施時において留意すべき事項)

- ・ 実績評価方式は、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ設定した目標について、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、当該目標の達成度合いを評価する方式である。このことから、評価を行うに当たっては、あらかじめ設定した指標による効果を測定し、なぜ目標がそのような達成度合いになったのかについての原因分析を行った上で評価結果を導くことが基本である。
特に目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くことで、当該評価結果を的確に政策の見直しや改善につなげることができることから、こうした原因分析を十分に行うことが求められる。
このため、今後の評価に当たっては、あらかじめ設定した指標を適切に参照するよう、以下の点に留意することが必要である。
 - ① 目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行う。
 - ② あらかじめ設定した指標につき評価を行うこととし、あらかじめ設定した指標を用いない場合、その理由について説明する。
 - ③ 設定した指標に係る測定の結果を踏まえ、評価の結果を導く論理を妥当なものとする。

(事業評価方式による評価の運用について留意すべき事項)

- ・ 事業評価方式は、「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期

待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、・・・政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価」する方式である（基本方針(別紙)[事業評価方式]）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

このため、今後の評価に当たっては、

- ① 指標について、評価対象政策の効果を説明するものとして十分なものを設定するという点に留意することが必要である。

また、事業評価方式による事後評価においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

このため、今後の評価に当たっては、

- ② 目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行うという点に留意することが必要である。